平成２９年（フ）第９５４号
京都市伏見区深草谷口町72番地の11
債務者　不破　　実
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　治一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷388番地７
債務者　金子　政和
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　　志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
愛知県東海市富木島町東山33番地の１　パレス東山（101号）、従前の住所愛知県東海市富木島町東山27番地の４
債務者　朝尾なみえ
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児島　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月１日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６３号
札幌市中央区南４条東５丁目３番地12　エンドレス三井リバーサイド1007号
債務者　浅井　拓樹
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　諾貝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４５号
札幌市厚別区厚別中央４条５丁目６番10号　グランステージ新札幌Ｃ一102号
債務者　吉田　真吾
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大曲　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０７号
札幌市豊平区月寒西２条７丁目１番６一407号
債務者　昼間　敏朗
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　良彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０３号
愛知県豊田市永覚新町１丁目93番地２、前住所愛知県豊田市瑞穂町３丁目49番地１
債務者　鈴木　裕二（旧性山下）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
三重県伊勢市小俣町宮前331一２、住民票上の住所三重県伊勢市大湊町264番地86
債務者　羽田　浩朗
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
北海道網走市錦町120番地の19
債務者　千田商店こと　千田　　茂
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
金沢市有松２丁目９番50号、住民票上の住所石川県加賀市冨塚町瓶焼３番地11
債務者　トータルフーズこと　村井　秀人
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中出　健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０２号
静岡市駿河区大谷２丁目９番１一201号、旧住所静岡市駿河区中島625番地の５
債務者　十河　裕二
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井田　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１号
宮崎県都城市蓑原町2343番地５
債務者　山崎サヱ子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８３４号
さいたま市南区曲本２丁目３番15号　小野沢ハイム201
債務者　安井　千秋
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７５号
埼玉県川口市大字芝4583番地の３
債務者　牧野奈美子（旧姓川満）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０５号
さいたま市南区文蔵３丁目24番11一301号、旧住所さいたま市南区太田窪５丁目８番20号
債務者　髙木　義幸
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１９号
埼玉県上尾市大字平塚1946番地４　コスナハイツ105
債務者　宮原　英実
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係